

議 事 録

会議の名称	令和5年度第10回登米市農業委員会総会																																																						
開催日時	令和5年12月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時25分閉会																																																						
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																						
議長の名氏	会長 高橋 清範																																																						
出席者（委員）の名氏	<p>【農業委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 小野寺 義 幸</td> <td>2番 鈴木 泰 子</td> <td>3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 三 塚 芳 毅</td> <td>5番 五十嵐 幸 喜</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐 藤 久 順</td> <td>8番 浅 野 和 宏</td> <td>9番 岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 崎 とみ子</td> <td>11番 阿 部 静 男</td> <td>12番 上 野 栄 公</td> </tr> <tr> <td>13番 小野寺 鉄 子</td> <td>14番 阿 部 晃 徳</td> <td>15番 加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番 高 橋 健 之</td> <td>17番 鈴 木 巖</td> <td>18番 芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 櫻 井 利 光</td> <td>21番 佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番 鹿 野 昭 子</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 門 脇 昭 雄</td> <td>2番 及 川 祐 宏</td> <td>3番 田 崎 光 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 千 葉 久三男</td> <td>5番 東 敬 三</td> <td>6番 芳 賀 定 一</td> </tr> <tr> <td>7番 高 橋 弥寿仁</td> <td>8番 白 石 喜 志</td> <td>9番 佐 々 木 正 志</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 渕 和 也</td> <td>11番 青 山 信 一</td> <td>12番 千 葉 利 行</td> </tr> <tr> <td>13番 佐 藤 啓</td> <td>14番 千 葉 孝 二</td> <td>15番 佐 々 木 喜 朗</td> </tr> <tr> <td>16番 千 葉 博 直</td> <td>17番 佐 々 木 尚 二</td> <td>18番 小野寺 堅 二</td> </tr> <tr> <td>19番 小 出 隆 則</td> <td>20番 豊 澤 啓 司</td> <td>21番 佐 々 木 武 雄</td> </tr> <tr> <td>22番 佐 藤 晃</td> <td>23番 鈴 木 一 義</td> <td>24番 小 林 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>25番 石 堂 貴 博</td> <td>26番 佐 藤 進 浩</td> <td>27番 土 生 浩 也</td> </tr> <tr> <td>28番 亀 井 達 夫</td> <td>29番 近 藤 充</td> <td>30番 白 鳥 剛</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉	10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太	16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範	1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄	4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一	7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 喜 志	9番 佐 々 木 正 志	10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行	13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐 々 木 喜 朗	16番 千 葉 博 直	17番 佐 々 木 尚 二	18番 小野寺 堅 二	19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐 々 木 武 雄	22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸	25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進 浩	27番 土 生 浩 也	28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛
1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄																																																					
4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一																																																					
7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉																																																					
10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公																																																					
13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太																																																					
16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市																																																					
19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦																																																					
22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																																																					
1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄																																																					
4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一																																																					
7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 喜 志	9番 佐 々 木 正 志																																																					
10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行																																																					
13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐 々 木 喜 朗																																																					
16番 千 葉 博 直	17番 佐 々 木 尚 二	18番 小野寺 堅 二																																																					
19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐 々 木 武 雄																																																					
22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸																																																					
25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進 浩	27番 土 生 浩 也																																																					
28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛																																																					
事務局職員職氏名	農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、主事 白石 雄大 書記：農地管理係長 園田孝史																																																						
議 題	報告第29号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第30号 使用貸借権の合意解約について																																																						

	<p>報告第 31 号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第 32 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について</p> <p>議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 65 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 67 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p>
会 議 結 果	<p>報告第 29 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 30 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 31 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 32 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 63 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 64 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 65 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 66 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 67 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 5 年度第 10 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、11 番 阿部静男委員、12 番 上野栄公 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p>

議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、報告第 29 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 29 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 5、報告 30 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 30 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 6、報告 31 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 31 号を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第 7、報告 32 号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 32 号を終わります。</p>

議長

次に、日程第8、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

進行番号1番については、調査結果1となります。

法第3条第2項第1号の全部効率利用については、譲受人の経営農地はすべて耕作されています。また、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第3号についても、信託ではないため適用はありません。

第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第6号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思

います。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第2区の報告を登壇してお願いします。

6番委員

登米市農業委員会第2区に係る現地確認調査は、令和5年12月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第3条の進行番号7、8、9番については、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市東和町に在住する譲受人が、同じく東和町に居住する譲渡人から農業経営を始めるため、東和町米谷地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などから見て、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和5年12月25日現地調査委員

4番 三塚 芳毅 委員

5番 五十嵐 幸喜 委員

議長	<p>6番 柴崎 専一 委員</p> <p>調査報告が終わりました。 次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号6番について、私が担当委員になっており、支障ありません。</p> <p>進行番号1番、2番について、15番加美山竜太委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>次に、進行番号5番について、8番浅野和宏委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>次に、進行番号10番について、2番鈴木泰子委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>次に、進行番号11番、12番について、17番鈴木巖委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p> <p>次に、進行番号13番について、11番阿部静男委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
9番委員	<p>質疑ではありませんが、表現の方法について確認したいです。 20ページの7番、8番、9番なんですが、経営面積0ということにもかかわらず拡大のためという方なのですが、表現方法について確認したい。</p>
事務局	<p>総会資料の中については拡大となりますけれども、現地調査でもお伝えしましたが、これ、新規と言いましても既に田植え機などの機械等を所有されている方で、経営の拡大としております。これからやりますということですが、新規という方がわかりやすいのかもしれませんが、今後表現の方については考えていきたいと思っております。</p>

議長	<p>その他に質疑ございませんか。</p>
19 番委員	<p>3条の関係で、受け手の方で結構面積の大きい方が入っているんですけども、これが基盤を使わない理由は何でしょうか？その理由をわかるようにしていただければこういう質問は無いんですが、進行番号6番の方とか基盤を使わない理由とかあれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>毎年1件ぐらいこういった案件があります。 受け手の方々が、3条か基盤化という選択があります。一番は受け手の方が認定農業者であれば問題無いのですが、違反転用している場合、控除を受けるケースもあるので、本来受ける人については、違反等が無い全部利用等がありますので、そこも含めて農地法でやるのか基盤でやるのか、それから民事が絡む場合もあります。弁護士とかもそうですが、行政書士が、農地法3で条やると言ったら否定することができません。なので、そういったケースについては、そのまま受付することになります。</p>
19 番委員	<p>言われればその通りだと思いますが、一応基盤使うと農用内の農地の利用ですと、出し手側に大きいメリットがありますので、受け手側もちろん全部やっていただけるというメリットがありますけれども。どちら側もメリット取れる法律があるうえで、こちらから3条でお願いしますとは言えないと思いますけれども、知らない方も結構いらっしゃると思います。出し手側も結構離農される方がいらっしゃると思います。どこに相談したらよいかといったことも結構こういった案件をいただくのですけれども、できるだけ、基盤強化法を使った手続きが得策ですとご案内するようにしています。できればそういう意味でも、新しい委員さんもいますので、そういった制度もまだ周知できていないと思いますので、そういった制度を周知していただきますと誰に言ったらよいかと相談されたときに、まずメリットがあるとお話しできると思いますので、そういったことも今後ともよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>今月はこういったケースが多かったと思います。認定農業者になってもらいたいなという人たちがいました。また、あっせん基準も認定受ける方たちがいるのですが、推進委員さんからの推薦を受ければ認定できるんですけども。締切りギリギリなので間に合わないから3条で行きますという方も実際はいらっしゃいます。弁護士や行政書士から出されてしまうとどうしようもない状況です。なので、そこだけご理解いただきたいです。</p>
議長	<p>その他に質疑ございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p> <p>なければ質疑を終わります。</p>

それではこれより議案第 63 号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請の通り許可することに決定いたしました。

次に日程第 9、議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。

第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

2 番委員

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 29 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に貸資材置場の整備をするもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的に転用許可できない農地であります。また、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 30 ページから 32 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的に転用許可できない農地であります。また、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和 5 年 12 月 25 日、現地調査員

3 番 田島幹雄 委員

10 番 岩崎とみ子 委員

2 番 鈴木泰子 委員

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。

第2区の報告を登壇してお願いいたします。

6番委員

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和5年12月25日、現地調査員

4番 三塚芳毅 委員

5番 五十嵐幸喜 委員

6番 柴崎専一 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第64号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無ければ質疑を終わります。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は許可相当であると決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第64号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付いたします。

次に、日程第10、議案第65号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第6条各号の要件を満たしており、証明する要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく、非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第65号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第11、「議案第65号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本案件については、所有権移転が15件、利用権設定が44件、一括方式が2件となっております。利用権設定の進行番号22番、29番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当いたします。したがって、審議の進め方を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思います。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定いたしました。

初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号22番について審議に入ります。

本案件は22番鹿野昭子委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。

それでは事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま。

議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これから議案第 66 号の委員の案件。
利用権設定の進行番号 22 番を採決します。お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定の進行番号 22 番は、原案の通り決定いたしました。
22 番鹿野昭子委員の入場を許可します。

次に、委員の案件、利用権設定の進行番号 29 番について審議に入ります。
本案件は 17 番鈴木巖委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。
それでは事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局より説明》

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま

議長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。
これから議案第 66 号の委員の案件。
利用権設定の進行番号 29 番を採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての利用権設定の進行番号 29 番は、原案の通り決定いたしました。
17 番鈴木巖委員の入場を許可します。

議長

次に、議案第 66 号の委員以外の案件について審議に入ります。
事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局より説明》

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま。

議長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 66 号の委員以外の案件について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 66 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

次に、日程第 12、議案第 67 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題といたします。
事務局から説明願います。

《事務局説明》

事務局

この案件につきましては、令和 4 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出

議長	<p>があつた農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、登記簿及び農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p> <p>無いようですので質疑を終わります。 これより議案第 67 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり非農地として決定することにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よつて、議案第 67 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>以上で、総会日程は終了しました。 令和 5 年度第 10 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 12 月 25 日

議長(会長) 高橋清範

議事録署名人 11 番 阿部静男

議事録署名人 12 番 上野栄公